

No.281
2018
4/19



はちおうじ

JR東労組
八王子地本
八王子地本
ホームページ
「東労組八王子」で検索



東労組第35回臨時大会開催 No.3

4月12日、第35回臨時大会が開催され、規約38条の変更および労働委員会への不当労働行為救済申立の取り下げについて動議が提出され、賛否について下記の通り審議された結果、賛成多数で可決しました。

①規約第38条、中央委員の選出の改正 反対92 棄権2 賛成138 無効1

職場の声を組織に反映させるために、規約第38条2項に「中央委員は各地方本部の基礎数を3名とする」ことを追加すること

【動議提出側発言】

スローガン(案)にある通り、職場の声を尊重し全組合員が納得と共感を持てる、運動づくりで新たにJR東労組をつくりあげる、を実現させるためには機関決議する会議で全12地本から職場の声を集約させる事。大量脱退が発生する中、現行の規約のままでは公平に全地方の意見を集約する事が出来なくなる。会社は今後さらなる効率化を打ち出していくと思う。それぞれの地方の特情により施策の実施による変化の不安や発生する課題も異なるため、全地本の職場現実を元にたたかいが構築するために規約の改訂を求める。

【動議反対側発言】

これは動議に値しない。何故ならそもそも規約の改正は代議員による動議でなく、中央本部並びに組織財政検討委員会などで十分な議論を深める中身。従って今大会で修正動議として出され、審議する事自体、問題だと思うので、改めて中央本部の見解も含めてお答え頂き、この動議については是非取り下げて頂きたい。

②運動方針の修正動議 反対96 棄権0 賛成135 無効2

具体的取り組み3項を「不当労働行為については12地本の統一闘争へと高めていくために、職場のたたかいを基礎に団体交渉を精力的に行う。そのために各労働委員会への不当労働行為救済申立については一旦取り下げる」と修正する

【動議提出側発言】

2月16日に闘争1号を提出、団体交渉を行う以前に闘争指令第3号2号を発出した事により労使共同宣言にある「経営協議会や団体交渉の場等を最大限に活用」に抵触したほか、労使間の取扱いに関する協約第70条「会社及び組合は団体交渉を経なければ争議行為を行なわない」に抵触してしまった事で労使共同宣言の失効、脱退加速に繋がった。この誤りを捉え返す事なく、今度は水戸・東京・八王子地本が団体交渉に入る以前に労働委員会へ不当労働行為救済申立を行う事態が発生した。今回の申し立ては、中央本部への相談や承認もないままに行なわれており、組織内に確立した慣習、慣例を逸脱した。これは労働協約を破棄する口実を与えかねない大きな問題である。従って不当労働行為救済申し立てを一旦取り下げた上で、仕切り直しとすべき。

【動議反対側意見】

私たち東京地本は3月9日、東京都労働委員会に不当労働行為救済申立を行った。これは闘争指令4号のJR東労組に仕掛けられた脱退強要、不当労働行為に抗するたたかいの体制確立と「脱退を止めてくれ」という悲痛な組合員の声に基づいて行ったもの。2月9日以降の野球部脱退から始まり、産経新聞JR東労組スト検討報道、そして経営幹部の連日職場訪問によって脱退者が続出した。これらは闘争指令が出される前から用意周到に準備、画策されていたのは間違いない。労使共同宣言失効が先ほどから議論になっているが、そもそも2010年以降の職場活動の規制と排除、議事録未締結の削除、組合色調査による役員の差別人事、組合破壊のマニュアル4本柱、「基地統廃合の施策で労働組合をいかに押さえつけてきたか」と題した講演など、仕掛けてきたのは会社です。経営側の本質、狙いを見抜きJR東労組の下へ結集する事が大事。職場では不当労働行為の発見と幹部の職場訪問を把握できる力をつけ、現場で組合員が苦勞して、命がけで摘発・発見している。これを取り下げる事はない。団体交渉を何回もやったが会社は止めない。だからこうやって第三者機関を活用してたたかいをつくっている。従ってこの修正動議に断固反対する。